

第4次吉田町国土利用計画（案）に対する静岡県協議結果一覧表

頁	静岡県協議前の計画	静岡県意見	静岡県協議後の計画
計画書 1	1 土地の利用に関する基本構想 (1) 第4次吉田町国土利用計画策定の意義 さらに、少子化による人口減少の進行、デジタル技術の急速な進歩、テレワークの導入拡充などの働き方改革等の社会動向や土地利用に対する住民の需要・ニーズの多様化・高度化により、	本計画は「人口増加を目的とした計画」とのことであるが、人口減少に対する対応が記載されているため、人口減少という語句を削除すべきである。	さらに、 少子化問題への対応 、デジタル技術の急速な進歩、テレワークの導入拡充などの働き方改革等の社会動向や土地利用に対する住民の需要・ニーズの多様化・高度化により、
計画書 4	1 土地の利用に関する基本構想 (3) 利用区分別の土地利用の基本方向 ⑥ 宅地 ア 住宅地 住宅地については、今後の人口動向や住民ニーズ等の社会情勢の変化に留意し、居住水準の向上と多様な価値観等に対応する良好な居住空間の形成を目標として、生活関連公共施設の整備を計画的に進めるとともに、無秩序な開発を防止し、適正な土地利用の誘導を図る。	「1、(2)、①安全で安心できる土地利用の推進」に記載された「災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図る」に則り内容を追記。	住宅地については、今後の人口動向や住民ニーズ等の社会情勢の変化に留意し、居住水準の向上と多様な価値観等に対応する良好な居住空間の形成を目標として、生活関連公共施設の整備を計画的に進めるとともに、無秩序な開発の防止 や災害危険性の高い区域の開発抑制などにより、災害に強いまちづくりを目指した 適正な土地利用の誘導を図る。
計画書 4	1 土地の利用に関する基本構想 (3) 利用区分別の土地利用の基本方向 ⑥ 宅地 イ 工業用地 工業用地の整備に当たっては、緑地による周辺環境への配慮や災害時防災機能を兼ね備えた企業誘致や工業集積地の創出を図る。	「～や〇〇」が連続しておりわかりにくいため、わかりやすいように修正すべきではないか。	工業用地の整備に当たっては、緑地による周辺環境への配慮や災害時の防災機能を兼ね備えた 企業の誘致及び工業集積地の創出 を図る。
計画書 5	1 土地の利用に関する基本構想 (3) 利用区分別の土地利用の基本方向 ⑦ その他 また、優れた文化遺産を後世に伝え文化の香り高いまちづくりを推進していくために、文化財の調査研究、保護・活用を図る。	保護・活用と記載されているが、保護には活用の意味も含まれているため、保存・活用へ修正すべきである。	また、優れた文化遺産を後世に伝え文化の香り高いまちづくりを推進していくために、文化財の調査研究、 保存・活用 を図る。

頁	静岡県協議前の計画	静岡県意見	静岡県協議後の計画
計画書 9	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (2) 地価の安定確保及び未利用地の有効利用 また、未利用地については、人口減少や環境保全、防災・減災への配慮などの社会動向を踏まえ、適正かつ有効な利用促進を図る。</p>	<p>本計画は「人口増加を目的とした計画」とのことであるが、人口減少に対する対応が記載されているため、人口減少という語句を削除すべきである。</p>	<p>また、未利用地については、環境保全や防災・減災への配慮などの社会動向を踏まえ、適正かつ有効な利用促進を図る。</p>
計画書 9	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (3) 恵まれた自然環境の保全 ④ 美しくゆとりある土地利用の形成 住民の郷土への愛着と誇りを高め、個性的で文化的な土地利用を推進するため、富士山や一級河川大井川の景観、本町の歴史・文化資源、風土等を活かしたまちづくりを推進する。</p>	<p>本文中に「歴史文化資源」、「文化資源」、「歴史・文化資源」、「文化遺産」と記載されており、用語の統一性がないため、用語の使い方を確認した上で、用語の統一または使い分けを図るべきである。</p>	<p>住民の郷土への愛着と誇りを高め、個性的で文化的な土地利用を推進するため、富士山や一級河川大井川の景観、本町の歴史文化資源、風土等を活かしたまちづくりを推進する。</p>
計画書 10	<p>1 土地の利用に関する基本構想 (6) 土地利用の転換の適正化 ③ 空き家、遊休地の活用 空き家や遊休地が、人口減少や所有者の高齢化の進行に伴って増加することが懸念される。</p>	<p>本計画は「人口増加を目的とした計画」とのことであるが、人口減少に対する対応が記載されているため、人口減少という語句を削除すべきである。</p>	<p>空き家や遊休地が、所有者の高齢化の進行に伴って増加することが懸念される。</p>
計画書 11	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (8) 土地（利用区分別）の有効利用の促進 ① 農用地 また、経営規模の拡大による効率的な農業を実現するために、農用地の流動化を促進し、認定農業者への農用地の集積を図り、農用地の有効利用と遊休農用地の発生を防止する。</p>	<p>経営規模の拡大・縮小にかかわらず、農地の流動化を促進や認定農業者を含めた「担い手」に農地を集積・集約する必要があるため、内容を修正すべきである。</p>	<p>また、経営規模の拡大等による効率的な農業を実現するために、農用地の流動化を促進し、認定農業者等の担い手への農用地の集積・集約を図り、農用地の有効利用と遊休農用地の発生を防止する。</p>
計画書 12	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (8) 土地（利用区分別）の有効利用の促進 ⑤ 宅地 住宅地については、新たな需要に対し無秩序な宅地化を防止し、安定的かつ計画的に供給するため、住居系用途地域内の未利用地の有効活用を促進する。</p>	<p>「1、(2)、①安全で安心できる土地利用の推進」に記載された「災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図る」に則り内容を追記。</p>	<p>住宅地については、新たな需要に対し無秩序な宅地化を防止するとともに、災害危険性の高い区域の開発抑制などを行った上で、安定的かつ計画的に供給するため、住居系用途地域内の未利用地の有効活用を促進する。</p>

頁	静岡県協議前の計画	静岡県意見	静岡県協議後の計画
計画書 12	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (8) 土地（利用区分別）の有効利用の促進 ⑥ その他 公園及びスポーツ・レクリエーション施設については、住民の多様なレクリエーション志向に対応し、自然資源や文化資源を活用した特徴ある施設として整備を進める。</p>	<p>本文中に「歴史文化資源」、「文化資源」、「歴史・文化資源」、「文化遺産」と記載されており、用語の統一性がないため、用語の使い方を確認した上で、用語の統一または使い分けを図るべきである。</p>	<p>公園及びスポーツ・レクリエーション施設については、住民の多様なレクリエーション志向に対応し、自然資源や歴史文化資源を活用した特徴ある施設として整備を進める。</p>
計画書 12	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (8) 土地（利用区分別）の有効利用の促進 ⑥ その他 優れた文化遺産を後世に伝えるとともに、文化の香り高いまちづくりを推進していくために、文化財の調査研究、保護活用を図る。</p>	<p>保護活用と記載されているが、保護には活用の意味も含まれているため、保存・活用へ修正すべきである。</p>	<p>優れた文化遺産を後世に伝えるとともに、文化の香り高いまちづくりを推進していくために、文化財の調査研究、保存・活用を図る。</p>
計画書 13	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (9) 地域別整備施策等の推進 ① 北部地域 エ 住宅地と共存を図りつつ農地を保全する土地利用を促進する「集落環境保全ゾーン」のうち、町の玄関口として整備を進める吉田ICバスターミナル整備事業地西側については、「住宅集積ゾーン」と位置付け、利便性の高い交通条件を活かした良好な住宅地を計画的に誘導する。</p>	<p>農業調整も未着手で、都市マス（立地適正化計画）にも位置づけができない段階であるならば、「検討」が適切ではないでしょうか。</p>	<p>住宅地と共存を図りつつ農地を保全する土地利用を促進する「集落環境保全ゾーン」のうち、町の玄関口として整備を進める吉田ICバスターミナル整備事業地西側については、「住宅集積検討ゾーン」と位置付け、利便性の高い交通条件を活かした良好な住宅地の整備を検討する。</p>
計画書 15	<p>3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (9) 地域別整備施策等の推進 ③ 西部地域 オ 都市計画道路榛南幹線沿道で町の西南端の区域を「工業集積促進ゾーン」として位置付け、道路南側の工業地域と一体で活用できるよう、道路北側の用途を変更し、工業系土地利用の促進を図る。</p>	<p>洪水・津波等の災害リスク、流域治水の取組を踏まえると、当該地域は新たに土地利用を検討するのは適切ではないと考える。 流域治水を進めている地域であり、「1、(2)、①安全で安心できる土地利用の推進」に記載された「災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図る」に則り内容を追記。</p>	<p>災害危険性の高い区域の開発抑制などを行った上で、都市計画道路榛南幹線沿道で町の西南端の区域を「工業集積促進ゾーン」として位置付け、道路南側の工業地域と一体で活用できるよう、道路北側の用途を変更し、工業系土地利用の促進を図る。</p>

頁	静岡県協議前の計画	静岡県意見	静岡県協議後の計画
計画書 15	3 規模の目標を達成するために必要な措置の概要 (9) 地域別整備施策等の推進 ③ 西部地域 カ 国道150号南側の吉田たんぼの一部については、国道150号沿線の商業・サービス系施設や家庭排水の影響、施設の老朽化などにより、一部営農環境が悪化した状況が見られる。また、国道150号沿線の商業施設の進出や既存事業所の拡張などの状況を踏まえ、「都市的土地利用検討ゾーン」として位置付け、今後、都市的土地利用の検討を進めていく。	洪水・津波等の災害リスク、流域治水の取組を踏まえると、当該地域は新たに土地利用を検討するのは適切ではないと考える。 流域治水を進めている地域であり、「1、(2)、①安全で安心できる土地利用の推進」に記載された「災害に強いまちづくりを目指した土地利用の誘導を図る」に則り内容を追記。	国道150号南側の吉田たんぼの一部については、国道150号沿線の商業・サービス系施設や家庭排水の影響、施設の老朽化などにより、一部営農環境が悪化した状況が見られる。また、国道150号沿線の商業施設の進出や既存事業所の拡張などの状況を踏まえ、 災害危険性の高い区域の開発抑制などを行った上で 、「都市的土地利用検討ゾーン」として位置付け、今後、都市的土地利用の検討を進めていく。
計画書 16	4 土地利用構想図 ⑥住宅集積ゾーン	農業調整も未着手で、都市マス（立地適正化計画）にも位置づけができない段階であるならば、「検討」が適切ではないでしょうか。	⑥ 住宅集積検討ゾーン
計画書 17	4 土地利用構想図 ⑥住宅集積ゾーン ○利便性の高い交通条件を活かした良好な住宅地の計画的な誘導	農業調整も未着手で、都市マス（立地適正化計画）にも位置づけができない段階であるならば、「検討」が適切ではないでしょうか。	⑥ 住宅集積検討ゾーン ○利便性の高い交通条件を活かした良好な住宅地の 整備の検討
参考資料 46	参考資料4のとおり	県立自然公園の最終指定年月日と面積が指定書と異なるため、正式な最終指定年月日と面積へ修正。	参考資料4のとおり
参考資料 46	3 社会的条件 (2) 法律による規制区域等 ③ 自然公園法 「資料：静岡県自然公園指定書」	資料名が異なるため、正式な資料名へ修正。	「資料： 御前崎遠州灘県立自然公園指定書公園計画書 」
参考資料 47	3 社会的条件 (2) 法律による規制区域等 ⑤ 森林法 地域森林計画対象民有林の面積等16.3ha	面積が異なるため、正式な面積へ修正。	地域森林計画対象民有林の面積等 21.4ha
参考資料 47	3 社会的条件 (2) 法律による規制区域等 ⑤ 森林法 「資料：令和3年度榛南・南遠広域都市計画区域都市計画基礎調査」	資料名が異なるため、正式な資料名へ修正。	「資料： 静岡地域森林計画書 」

頁	静岡県協議前の計画	静岡県意見	静岡県協議後の計画
参考資料 51	「かんがい排水事業」(緑色線) 「頭首工」(赤色線) 「農道整備事業」(青色丸)	記載が違っているため、基礎調査結果を正しく反映して下さい。	「かんがい排水事業(排水路工)」 「農道整備事業」 「かんがい排水事業(頭首工)」
参考資料 54	番号2「高成田家所蔵の刀」 番号3「高成田家所蔵の太刀」 番号4「高成田家所蔵の脇差」	名称が指定名称と異なるため、正式名称へ修正。	番号2「刀 銘 源正行 弘化三年八月日」 番号3「太刀 銘 (備前長船師光 応永二年二月日)」 番号4「脇差 銘表 虎徹入道興里 裏 同作彫之 寛文四年八月吉祥日」
参考資料 143	1 地域毎の現状整理 (3) 西部地域 ⑤ 歴史的文化的条件 吉田たんぼ内の北側に天然記念物である能満寺のソテツがあり、北側の丘陵地には、能満寺原古墳及び、鈴木養邦師の石橋がある。	計画書15頁、③西部地域、ウにて小山城跡について触れており、資料編においても記載すべきである。	吉田たんぼ内の北側に天然記念物である能満寺のソテツ及び小山城跡があり、北側の丘陵地には、能満寺原古墳及び鈴木養邦師の石橋がある。